

第 9 期

# 法人県民税 超過課税の概要

「安全元気ふるさと兵庫」の実現をめざして



兵庫県

# 法人県民税(法人税割)超過課税(第9期分)について



輸出型企業を中心とした業績の改善、個人消費の持ち直し、住宅投資や公共投資の増加により、本県の経済は緩やかに持ち直しています。

今後とも、消費税増税の影響など経済情勢を見極め、景気回復に向けた動きを持続的な経済成長につなげていかねばなりません。

兵庫の将来を見据えると、地域経済の活性化をはじめ、人口減少や少子化、超高齢社会への対応、頻発する自然災害への備えなど、取り組むべき課題は明らかです。

このような課題に対応し、県民の期待に応える施策を積極的に展開する基盤をつくるため、兵庫県は、行財政全般にわたる総点検を進め、第3次行革プランを策定しました。持続可能な行財政構造を確立し、活力にあふれ、豊かさが実感できる兵庫を実現していきます。

法人県民税の超過課税は、こうした取り組みを進めるための重要な財源です。関係企業のご理解とご協力を得ながら、勤労者の多様な働き方と生き方の実現、健康で豊かな生活環境の確保のための施策を展開しています。

これまで、豊かな自然にふれあい、交流を広げる文化・スポーツ・レクリエーション施設の整備をはじめ、県民の健康づくり、地域コミュニティの再生をめざし、「スポーツクラブ21ひょうご」や「県民交流広場事業」を実施しました。

平成21年度には、勤労者の仕事と生活の調和を推進する観点から、①勤労者の労働環境の向上、②子育てと仕事の両立、③子育て世帯への支援の取り組みを開始しました。平成26年度からは、これまでの活用実績を踏まえ、充当事業の重点化を図るとともに、勤労者福祉の向上をめざすという基本に沿って、勤労者の能力向上につながる事業を新たに実施します。

また、今回の延長に際し、中小法人等の税負担を勘案し、超過課税の対象法人の見直しを行いました。

この冊子では、法人県民税超過課税を活用した兵庫県の取り組みを紹介しています。多くの皆さんにご覧いただき、県民の暮らしを支える県税の役割について、ご理解いただけることを願っています。

県民の皆さんの力を結集して、多様な産業が躍進し、人々がいきいきと活動する「安全元氣ふるさと兵庫」の実現をめざしましょう。

兵庫県知事

井戸敏三

## I 法人県民税(法人税割)の超過課税(第9期分)の内容

- 1 超過税率 0.8% (第8期分と同じ) (標準税率3.2% (H26.10以降) に上乗せ)
- 2 適用期間 平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する各事業年度分
- 3 対象法人 資本金の額又は出資金の額が1億円超、または、法人税額年2,000万円超の全法人 (中小法人等の負担軽減を図るため、法人税額を年1,500万円超から年2,000万円超に引き上げ)
- 4 税収見込 130億円程度

## II 活用の考え方

これまでの活用実績を踏まえ、充当事業の重点化を図りつつ、勤労者の仕事と生活の調和をさらに推進するため、「勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援」「子育てと仕事の両立支援」「子育て世帯への支援」に取り組めます。

### 【充当計画額】

区分	期間合計	(参考)単年度平均
勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援	約46億円	約9億円
子育てと仕事の両立支援	約49億円	約10億円
子育て世帯への支援	約35億円	約7億円
合計	約130億円	—

## 1 勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援

### (1) 勤労者の能力向上の支援

#### ① ひょうご若者就業トライやるプログラム

未就職の若者に研修と就労体験を通じて必要な知識と技能を習得させ、正規雇用につなげる。

- 事業内容：・期間 社会人基礎研修（マナー講習等）1カ月、職場実習3カ月間
- ・賃金 月額15万円（研修期間）※実習期間中は企業負担
- ・実習後 実習生と企業の双方の合意により本採用

○対象者：学卒未就職者（主に学卒後1年以内） ○想定規模：職場実習数150人（年間）

#### ② 短期職場体験就業事業

卒業時に未就職であった若者や出産や育児などにより離職し再就業に不安を持っている女性などに、職場での体験就業を通じて職業観の醸成を図り、就職や再就業を行うための適職選択を促す。

○事業内容：	<b>プレ雇用クラス</b>	①実際の企業で2週間程度就業 ②体験後企業と体験者双方の合意で本採用
	<b>職場体験クラス</b>	①業界・企業研究やハローワーク利用方法学習会 ②企業の職場見学や業務の実習（数日～1週間） ③受入企業への謝金：20,000円/1回

○対象者：若者しごと倶楽部・女性就業相談室利用者 ○想定規模：職場実習数150人（年間）

#### ③ 大学生インターンシップ推進事業

大学生等を対象に、研修会等や実際の企業で体験実習を行うインターンシップ事業を実施し、学生と県内企業のマッチングを促進する。

- 事業内容：・ビジネスマナー等の「事前学習会」 ・夏休み期間中のインターンシップ事業
- ・実習で学んだことを整理するための「事後研修会」

○対象者：県内企業でインターンシップを希望する大学生 ○想定規模：300人（年間）

#### ④ 中小企業合同研修等支援事業

学生に対してセミナーや面接会等を実施するほか、県内の優良な中小企業の情報を提供し、就職に適職選択を促すとともに、就職後は職場定着を図り県内企業の人材確保を支援する。

- 事業内容：・キャリアセミナーの実施（年間10回程度）
- ・就職面接会・企業説明会の実施（年間10回程度）
- ・県内企業の就職情報発信、大学や企業への情報提供
- ・新入社員モチベーションアップセミナーの実施（年間2回程度）

#### ⑤ 障害者雇用促進事業

障害者法定雇用率の引き上げ等を踏まえ、障害者の雇用促進を支援する。

(ア) 特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業

対象	助成率等
a) 中堅・中小企業が特例子会社を設立した場合	助成率1/2、上限5,000千円、件数2件程度
b) 中小企業が事業協同組合（算定特例）を設立した場合	助成率2/3、上限5,000千円、件数1件程度
c) 特例子会社や事業協同組合が障害者新規雇用2名以上を伴う新分野進出等を行った場合	助成率1/2、上限1,000千円、件数10件程度

(イ) 障害者雇用促進サポート事業（障害者体験ワーク）

中小企業等での簡易な就業体験の場の提供を通じ、特別支援学校生や福祉的就労従事者の就職活動に向けた意識を醸成

○体験業務：清掃、商品陳列、PC入力作業、花壇植栽等 ○体験期間：1日～1週間程度

(ウ) 障害者雇用促進サポート事業（障害者の採用・雇用管理支援）

中小企業に対する相談支援、雇用促進研修、特例子会社や事業協同組合の設立提案・支援等

#### ⑥ 女性起業家支援事業

県内の女性起業家の新たなビジネスプラン開発や新規事業展開の経費を補助する。

- 補助対象者：県内で起業（第二創業を含む）を目指す女性起業家
- 対象経費：起業に要する経費 ○補助率：対象経費の1/2
- 補助限度額：1,000千円以内 ○想定規模：年間20件程度

女性起業家支援事業の案内チラシ▶



### ⑦ シニア起業家支援事業

県内のシニア起業家の新たなビジネスプラン開発や新規事業展開の経費を補助する。

- 補助対象者：県内で起業を目指すシニア（55歳以上）起業家
- 対象経費：起業に要する経費
- 補助率：対象経費の1/2
- 補助限度額：1,000千円以内
- 想定規模：年間20件程度

### ⑧ 高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

高齢者の多様な経験や資格・能力を持った人材を活用したコミュニティ・ビジネスの立ち上げ経費を補助する。

- 補助対象者：構成員（3名以上）のうち、高齢者（55歳以上の者）を2名以上含む団体
- 対象経費：起業に要する経費
- 補助率：対象経費の1/2
- 補助限度額：1,000千円以内
- 想定規模：年間30件程度

### ⑨ 異業種交流活性化支援事業

（公財）ひょうご産業活性化センターを中核に県内中小企業が地域特有の課題やニーズを踏まえて実施する異業種交流を支援し、中小企業の新分野進出や新商品開発等を促進する。

- 補助対象団体：商工会議所、商工会、（公社）兵庫工業会
- 対象事業：①新分野進出、②新商品開発、③新技術開発、  
④販路開拓等をテーマにした地域特有の課題やニーズを踏まえた異業種交流の実施
- 補助限度額：1グループあたり 1年目1,000千円以内 2年目500千円以内
- 補助期間：2年以内
- 想定規模：年間40グループ程度

### ⑩ ひょうご女性再就業応援プログラム

出産や育児等で離職し、再就業を希望する女性への支援を県立男女共同参画センターの女性就業相談室で実施する。

#### (ア) 育児・介護等離職者再就職準備支援事業

育児、介護等を理由とする離職者が、再就職に必要な知識・スキルを得るため受講した教育訓練経費の一部を助成する。

- 対象者：
  - ・育児等を理由に離職し、教育訓練給付金の受給資格を有さないこと
  - ・県内事業所での再就職を希望し、県立男女共同参画センター女性就業相談室で教育訓練の受講が必要と確認を受けたこと
  - ・厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講・修了したこと

- 助成額：教育訓練に要した経費の20%（上限100千円）
- 想定規模：200件（年間）

#### (イ) 女性の就業サポート事業

- チャレンジ相談、出前チャレンジ相談  
キャリアコンサルタント等の資格を持つ女性相談員による再就職、起業、在宅ワーク等に関する相談受付
- 女性リーダー登用促進事業
  - ・女性のためのステップアップ・セミナー
  - ・企業担当者向け研修会
- 多様な働き方応援シンポジウム

#### (ウ) 女性就業いきいき応援事業

出産・育児などの理由で離職した女性の多様な働き方を支援するため、再就業・起業のためのカリキュラムを提供（再就業応援セミナー、起業応援セミナーの開催）



女性就業相談室



再就業応援セミナー

### ⑪ 地場産品マーケット対応力強化事業

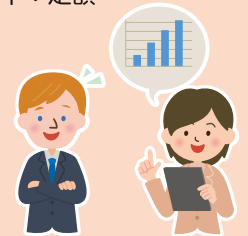
マーケットの需要に沿った商品開発や海外展開の実現を目指す取り組みを支援する。

#### (ア) 有名デザイナー等とタイアップした新商品の開発

- 補助対象：産地組合等      ○対象経費：企画・デザイン料、制作費、原材料費      ○補助率：定額
- 補助限度額：1,000千円      ○対象組合等：6団体

#### (イ) 海外インターンシップ及びサンプル作成

- 海外への人材派遣
  - ・対象経費：渡航費の一部（1/2）を助成
  - ・派遣期間：1年程度（最短6カ月）
  - ・派遣人数：6人程度（6団体）
- サンプル作成
  - ・補助率：定額
  - ・補助限度額：50千円以内/件
  - ・補助件数：60件（1団体10件程度）



## (2) 勤労者の労働環境の整備

### ① 労働環境対策事業

地域の商工会・商工会議所等がコーディネート機能を発揮して、地域の中小企業における人材の確保と職場定着の促進を図るなど、勤労者の福祉の向上に共同で取り組む事業を支援する。

- 補助対象：・より働きやすい労働条件の整備    ・職場の安全・安心の確保向上  
・企業ボランティア活動等の社会貢献事業
- 事業規模（限度額）：商工会議所連合会 30百万円  
商工会連合会 15百万円



健康づくりチャレンジ企業での取り組み

### ② 企業のメンタルヘルス等推進事業

メンタルヘルスチェック（こころのケアセンター）及び健康増進プログラム（県健康財団）を利用する「健康づくりチャレンジ企業※」を支援する。

※健康づくりチャレンジ企業の登録要件

- ・従業員及び家族の健康づくりに意欲を有し、かつ県内に所在する事業所であること
- ・雇用保険の適用事業主であること      等

#### (ア) メンタルヘルスチェック等事業

- 補助対象者：健康づくりチャレンジ企業      ○補助額：700円/人
- 想定規模：H26年度 15,000人    H27年度 25,000人  
H28年度 35,000人    H29年度 45,000人  
H30～32年度 各50,000人



同上

#### (イ) メンタルヘルスチェックフォローアップ事業（民間専門機関に委託）

区分	中小企業のメンタルヘルス改善支援事業	仕事とこころの相談事業
対象者	健康づくりチャレンジ企業のうち中小企業	メンタルヘルスチェックによる要フォロー者
実施内容	相談・支援	対面相談
委託単価	100千円（上限：1企業2年間で4回）	100千円
想定規模	H26年度 195社    H27～32年度 各130社	H26～32年度 各600人（上限：1人1回）

### ③ 勤労者健康づくり運動施設整備・運動教室支援事業

働き盛り世代の運動習慣定着のための環境整備を行う企業等を支援する。

- 補助対象者：①健康づくりチャレンジ企業      ②中小企業等で構成された福利厚生を行う法人
- 対象経費：運動施設整備、備品購入費、運動教室実施経費      ○補助率：定額
- 補助限度額：100千円～2,500千円      ○想定規模：H26年度 35件程度

### ④ 企業における女性特有のがん検診受診促進事業

中小企業従業員等のがん検診受診率向上のため、検診受診料の自己負担の一部を補助し、中小企業による検診受診啓発等の取り組み促進を支援する。

- 対象企業：健康づくりチャレンジ企業のうち中小企業
- 対象経費：企業が負担した乳がん検診（40歳以上）、子宮頸がん検診（20歳以上）の受診費用（1人1回限り）
- 補助額：自己負担額に応じて1,000円または1,500円

## (3) 仕事と生活の調和の取組支援

### ① ひょうご仕事と生活センター事業

ワーク・ライフ・バランス（WLB）のさらなる普及を図るための事業を「ひょうご仕事と生活センター」で実施する。

#### (ア) 普及啓発・情報発信事業

- ・ WLB推進員の設置
- ・ 企業向け情報誌発行
- ・ WLBフェスタの開催
- ・ 先進企業の表彰

#### (イ) 相談事業

- ・ ワンストップ相談
- ・ 相談員派遣

#### (ウ) 研修企画・実施事業

- ・ 研修プログラムを開発し、企業の従業員研修等で実施
- ・ 経営者協会、商工会議所等と連携したセミナー、キーパーソン養成講座の実施

#### (エ) 仕事と生活の調和環境整備支援事業

- 対象経費：女性等様々な人材の就労促進及び育児・介護等と仕事の両立のための環境整備に要した経費
- 補助限度額：1百万円（対象経費の1/2、年間50件程度）



ひょうご仕事と生活センター事業での企業表彰

### ② 中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業

育児・介護等の理由により離職した者を正規社員として雇用した事業主に助成する。

- 補助対象者：従業員が300人以下の企業で20人（株式会社等は100人）以下の県内事業所
- 補助額：30万円/人 ○想定規模：年間250件程度

### ③ 中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援事業

中小企業の育児休業・介護休業者の代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成する。

- 補助対象者：従業員が300人以下の企業で20人（株式会社等は100人）以下の県内事業所
- 対象経費：育児休業・介護休業取得者の代替要員を雇い入れた場合の賃金（派遣にかかる賃金部分を含む）
- 補助率：対象経費の1/2 ○補助限度額：1百万円（月額100千円、上限2人/事業所・年）
- 想定規模：年間100件程度

## 2 子育てと仕事の両立支援

### (1) 分園保育促進事業

保育需要の高い駅周辺などにおいて認可保育所分園を設置する法人等に運営費等を支援する。

- 対象施設：保育所の分園  
(5名以上30名以内、ただし運営費は19名以内)
- 補助限度額：・運営費補助（5年間）本園 7,170円/人・月  
分園16,240円/人・月  
・賃借料補助 10,080千円/年（5年間）  
・改修費補助 15,000千円/カ所
- 補助率：運営費・賃借料補助 3/4 改修費補助 1/2（市町1/4任意随伴）
- 想定規模：年間10カ所程度



子育て支援に取り組む保育所

### (2) 多子世帯保育料軽減事業

多子世帯が利用する幼稚園、保育所等の利用者負担を一部支援する。

- 対象児童：幼稚園、保育所、認定こども園及び事業所内保育施設を利用している第3子以降の児童
- 対象階層：保育所徴収基準 第4階層以下  
(所得税額約96,600円未満の世帯、幼稚園は市町民税所得割額119,000円未満の世帯に該当)
- 補助上限：保護者の負担が5,000円/月を超える場合に、0～2歳児5,500円、3～5歳児4,000円

### (3) 乳幼児子育て支援

#### ① 保育所乳幼児子育て応援事業

民間保育所の人的・物的資源を活用して行う体験保育や親育ちのための取組みを支援する。

- 実施場所：民間保育所      ○対象者：在宅0～2歳児及びその親      ○開設日数：96日/年を上限
- 事業単価：12千円/日      ○想定規模：全民間保育所（583カ所）

#### ② 私立幼稚園乳幼児子育て応援事業

幼児教育のセンター的機能を有する私立幼稚園における幼児教育体験や親教育、遊び指導等の新たな子育て支援の取組みを積極的に支援する。

- 実施場所：私立幼稚園      ○事業内容：(1歳児) 講習会・交流会、(2歳児) 体験幼児教育・親子登園

区分	1歳児子育て応援事業（在宅0～1歳児）	2歳児子育て応援事業
開設日数	①200日以上/年 ②100日以上/年	96日以上/年を上限
補助単価	①1,300千円/園 ②650千円/園	8千円～16千円/園
想定規模	①年間20カ所程度 ②年間20カ所程度	年間233カ所程度

#### ③ 預かり保育延長促進事業

平日において、午前7時から午後7時までの預かり保育に加えて、幼稚園教員2名以上による預かり保育を1時間以上延長して実施する私立幼稚園に対して補助する。

- 補助単価：300千円
- 想定規模：年間30カ所程度



子育て支援に取り組む保育所

### (4) 認定こども園整備等促進事業

保育所及び幼稚園が、認定こども園（保育所型、幼稚園型）の認定を受けるのに際し、必要な施設の新設、拡充に要する経費（安心こども基金の対象になるものを除く）を支援する。

区分	認定こども園整備促進事業	認定こども園移行促進事業
補助対象者	民間保育所、私立幼稚園	認定こども園へ移行予定の民間保育所、私立幼稚園
対象経費	施設整備費(備品整備費も対象)	移行準備経費(事務職員雇上経費、測量・製図業務委託料等)
補助率	1/2	1/2
補助限度額	園児1名あたり822千円(上限15人:6,165千円)	1,300千円
想定規模	年間10カ所程度	年間40カ所

### (5) 小規模児童クラブ運営支援事業

小学校区での放課後児童クラブの開設と待機児童対策の促進を図る。

区分	補助対象	補助単価	想定規模
①小規模児童クラブ運営費補助	幼稚園、保育所等で、4～9人の児童を預かる児童クラブ	773千円/クラブ	100クラブ
②障害児受入推進補助	障害児を受け入れ、専門的知識等を有する指導員を加配する小規模児童クラブ	804千円/クラブ	18クラブ
③初度備品補助	小規模児童クラブの新規開設に必要な備品等を整備する施設	125千円/クラブ	74クラブ
④施設改修費補助	小規模児童クラブの新規開設に必要な改修を行う施設	800千円/クラブ	74クラブ

## 3 子育て世帯への支援

### (1) こども医療費助成事業

10歳から15歳を対象に医療保険による給付が行われた場合、自己負担額の一部を助成する。

- 対象児童等：小学4年生～中学3年生までの児童・生徒
- 助成内容：医療保険における自己負担額の1/3（※本人の最大負担額：53,400円）
- 所得制限：市町村民税所得割税額23.5万円未満の世帯
- 実施主体：市町（負担割合 入院：県10/10、通院：県1/2 市町1/2）

# 超過課税による財源を活用したこれまでの事業展開

## 1 CSR(文化・スポーツ・レクリエーション)施設の整備

県民のこころ豊かな生活づくり、生きがいづくりを進め、人間性に満ちあふれた文化社会を築くために、勤労者をはじめ広く県民の余暇活動の場として、CSR施設の整備を行ってきました。

これまでに、自然志向の高まり、家族や自然とのふれあいなど県民の余暇ニーズの変化に対応しながら、個性的な28施設が整備され、広く県民の皆様に利用されています。

〔第5期分まで(昭和49年～平成11年)〕

《実績》県内28カ所に活動拠点施設を整備



## 2 地域スポーツ活動支援事業 —スポーツクラブ21ひょうご—

県民の豊かなスポーツライフを実現し、スポーツを通じた地域コミュニティづくりを進めるため、平成12年度から、県内全域で小学校区を基本単位として、地域の誰もが参加できる総合型地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21ひょうご)の運営を支援しています。

〔第6期分(平成11年～平成16年)〕

《実績》県内全小学校区に827クラブが設立



## 3 県民交流広場事業

人口減少、少子・高齢化、地域課題の複雑化など、地域社会を取り巻く情勢がますます厳しくなる中、県民の元気と安心の源泉といえるコミュニティの重要性が高まっています。そこで、生活に身近な地域を舞台に、芸術・文化、子育て、消費生活、防犯、まちづくりなど様々な実践活動等に取り組める県民交流の広場づくりを展開しています。

〔第7期分(平成16年～平成21年)〕

《取組状況》728地区



## 4 里山ふれあい森づくり

集落の裏山などの里山林を地域住民の自発的な企画提案による自然環境保全のための整備や、自然観察や環境学習体験など、多くの県民が自然とふれあうことができる場として整備する「里山ふれあい森づくり」を実施しています。

〔第7期分(平成16年～平成21年)〕

《取組状況》149カ所 1,512ha

